

令和8年 富士見町 条例

第 15 号

富士見町オンデマンド交通実証運行条例をここに公布する。

令和8年6月10日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町オンデマンド交通実証運行条例

(目的)

第 1 条 この条例は、富士見町オンデマンド交通（以下「オンデマンド交通」という。）の実証運行を実施し、住民の日常生活に必要な交通手段の検証をするため、その運行に関し必要な事項を定めることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、オンデマンド交通とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けた一般旅客自動車運送事業者に委託し、規則で定める運行区域を、利用者からの予約を受けて、乗車場所から降車場所まで乗合で運行するものをいう。

(運行内容)

第 3 条 オンデマンド交通の運行区域、乗降場所、運行日、運行時間については、規則で定める。

(運賃)

第 4 条 オンデマンド交通を利用する者の運賃については、規則で定める。

(利用の制限)

第 5 条 町長は、運行上危険がある、又は運行上支障があると認めるときは、オンデマンド交通の乗車を拒み、又は降車させることができる。

(運行の制限)

第 6 条 町長は、災害その他特別の理由によりオンデマンド交通の運行上支障があると認めるときは、運行を変更し、又は中止することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。